第３期美唄市
子ども・子育て支援事業計画

新びばいっこすくすくプラン

【 計画期間　令和７年度～令和 11 年度 】

概要版

美 唄 市

計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と目的

本市では、少子化社会対策基本法や子ども・子育て支援関連３法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、令和２年３月に「第２期美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン)」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

こうした中、少子高齢化に伴う人口減少はさらに進み、教育・保育・子育て支援に対するニーズも多様化してきています。

令和７年度を初年度とする「第３期美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン)」（以下、「本計画」という。）では、「こども未来戦略」や「こども・子育て支援加速化プラン」など、国が目指す“こども・子育て政策”の方向性も踏まえ、美唄市で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

2　計画の法的根拠及び他計画等との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけるとともに、国が示す同法に基づく基本指針に基づき、美唄市が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにするものです。

また、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項に基づく市町村計画も包含しています。

さらに、まちづくりの最上位計画である「第７期美唄市総合計画」をはじめ、健康福祉・教育分野などの関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しました。

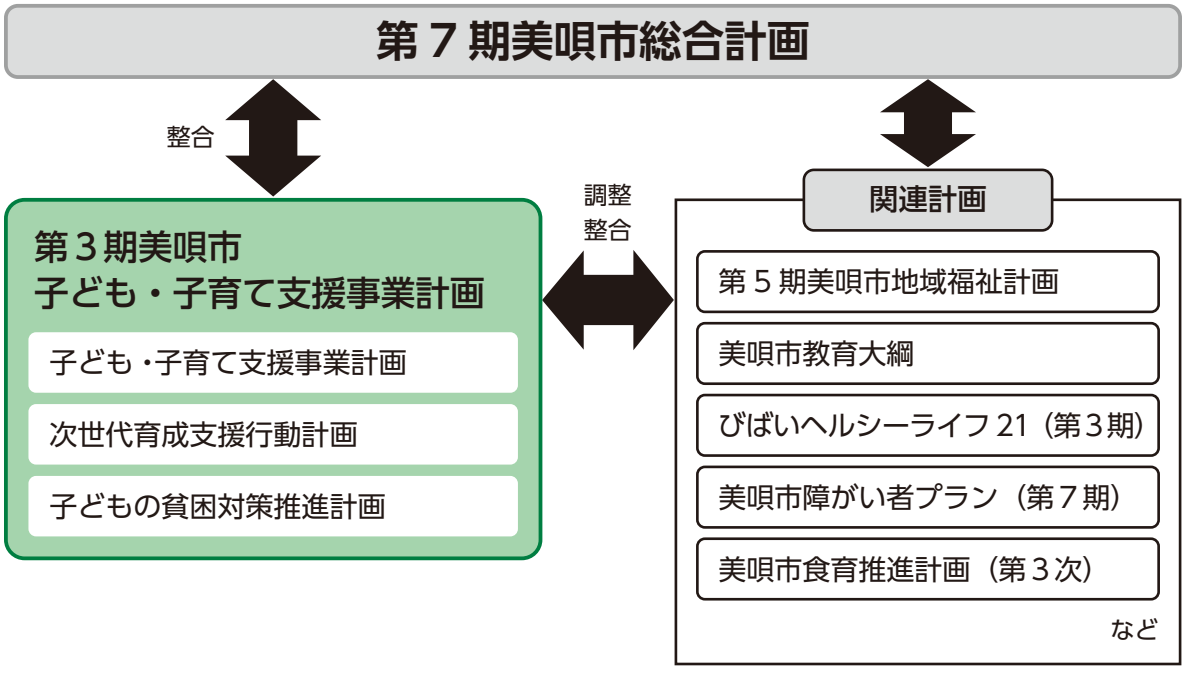

計画の基本的な考え方

1　子どもの人口推計結果

「量の見込み」や「確保方策」の設定に必要な０～ 11 歳の子どもの人口推計は、直近の住民基本台帳人口や出生率を踏まえて算出しました。

今後も減少傾向が続き、令和 11 年には 746 人になることが予想されています。

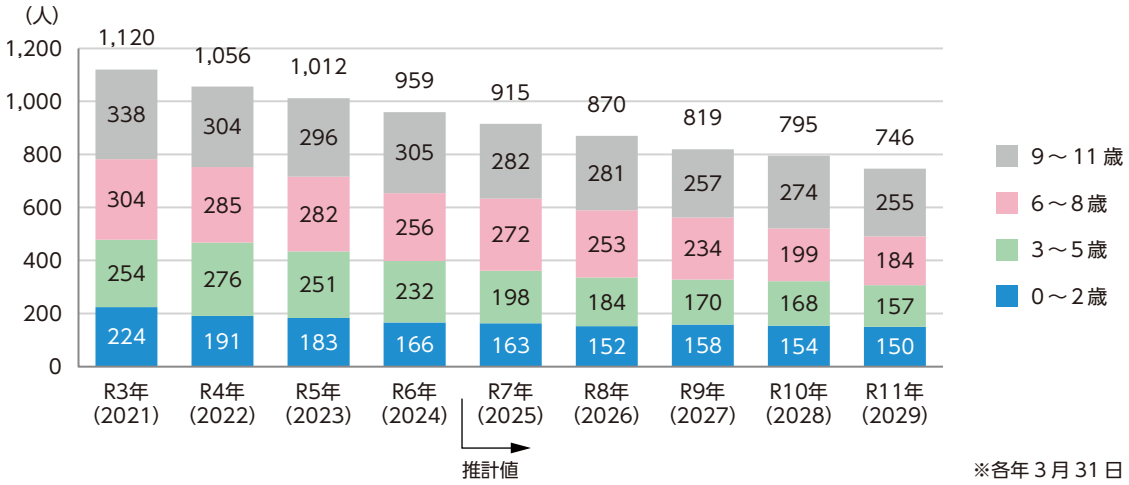

※各年３月 31 日

2　基本理念

- 市全体の人口減少が進む中、子どもの人口も減少を続けており、子どもたちの保育、教育環境の充実は、未来の美唄市を支える人材の育成・確保をしていく上で大変重要かつ喫緊の課題となっています。
- そのため、子どもたちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかで心豊かな人間として育ち、夢や希望を持って自らの力を発揮できること、さらには、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者が、寄り添い、支える支援を受けながら、親として育ち、子どもの成長を喜びや生きがいとして感じることができる環境づくりを進めなくてはなりません。
- これらを踏まえ、“びばいっこ家族”が笑顔で輝き、安心して子育てができるよう、みんなで力を合わせて応援するため、第２期計画の基本理念を継承し、第３期計画を推進します。

子どもの笑顔はみんなの宝
応援しよう!! びばいっこ家族

3　基本施策の今後の取り組み

基本目標	基本施策	事業名
1 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり	（1）子育てと仕事の両立支援	・市立保育所管理運営事業 ・認定こども園管理運営事業 ・へき地保育所管理運営事業 ・保育施設の整備 ・子育てがしやすい職場環境づくり ・就業・再就職の支援
	（2）子育て支援サービスの充実	・一時預かり事業 ・私立幼稚園一時預かり事業 ・延長保育事業 ・子育て短期支援事業 ・病児保育室管理運営事業 ・子育て支援センター事業の推進 ・移動子育て支援 ・地域子育て拠点支援事業 ・地域子育て相談機関の設置 ・子育て支援情報の見える化 ・放課後児童対策事業の充実 ・子どもの居場所づくりの推進 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	（3）子育て支援ネットワークづくり	・子育て地域ささえあい事業 ・地区ふれあい事業 ・子育て支援に向けた意識啓発
	（4）子どもの安全・安心の確保	・都市公園施設再整備事業 ・除排雪事業（通園・通学路の確保） ・子どもを見守る交通安全対策の推進 ・ゆとりと潤いのある住環境の整備 ・子ども連れの利用に配慮した施設の整備

基本目標	基本施策	事業名
2 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり	（1）子どもや母親の健康・医療の充実	・妊産婦一般健康診査 ・妊産婦訪問 ・産後ケア事業 ・１か月児健康診査 ・乳幼児健康診査 ・１歳６か月児健康診査 ・３歳児健康診査 ・５歳児健康診査 ・親子の健康づくり事業 ・医療体制の確保（産婦人科・小児科） ・救急医療体制の確保 ・養育医療 ・不妊治療費助成事業 ・養育支援訪問事業
	（2）食育の推進	・食育の推進 ・親子の食育事業
	（3）教育環境の充実	・地域に開かれた信頼される学校づくりの推進 ・確かな学力の向上 ・道徳教育の充実 ・人権教育の推進 ・国際理解教育の推進 ・地域文化の継承と交流学習の推進 ・教職員の資質向上と研修体制の確立 ・生徒指導の徹底 ・特別支援教育の充実
	（4）子どもの健全育成	・児童館管理運営事業 ・図書館事業の推進 ・性教育講座 ・ジュニアチャレンジ事業 ・幼児期からの運動支援事業 ・コオーディネーション事業 ・薬物乱用、喫煙・受動喫煙防止対策の推進 ・心の悩みに対する相談支援体制の充実

基本目標	基　本　施　策	事　　業　　名
3　子どもや子育て家庭の状況に応じた支援	（1）児童虐待防止対策の推進	• 子ども虐待防止ネットワークの連携強化 • 相談事業の推進 • こども家庭センター開設・運営
	（2）障がいのある子どもへの支援	• こども療育広場事業 • 障がい児等保育事業 • 特別支援教育振興事業 • 発達障がいのある子どもに関する相談支援 • 重度心身障がい者医療費助成事業
	（3）子育て家庭への経済的支援	• 妊婦のための支援給付交付金事業 • 子ども医療費助成事業 • ひとり親家庭等医療費助成制度 • 多子世帯の保育料補助事業 • 学校給食費の無償化 • 幼児保育無償化実施事業 • 全園児の給食費の無償化 • 紙おむつ購入費助成事業
	（4）子どもの貧困対策の推進	• 親に対する就労支援 • 就学援助事業 • 生活困窮者自立支援事業 • 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 • 高等職業訓練促進給付金

4　教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

現状の教育・保育提供施設の利用状況や市内の教育・保育提供施設への距離・移動手段を勘案し、本市の教育・保育提供区域は１つとします。

子ども・子育て支援施策の展開

1　教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

幼児期における教育・保育の見込みと確保方策は、国が示す「第３期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第２期計画期間（令和２～６年度）での利用実績を勘案して設定しました。

量の見込みと確保方策

（単位：人）

			１号認定	２号認定	３号認定		
			３～５歳		０歳	１歳	２歳
令和７年度(2025)	量の見込み		69	111	4	26	39
	確保方策	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	－	－	－	－
		認可保育所	－	100	6	22	22
		公立へき地保育所	－	87	0	9	9
		民間施設	－	15	6	7	7
令和８年度(2026)	量の見込み		64	103	4	32	26
	確保方策	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	－	－	－	－
		認可保育所	－	100	6	22	22
		公立へき地保育所	－	87	0	9	9
		民間施設	－	15	6	7	7
令和９年度(2027)	量の見込み		58	93	3	32	31
	確保方策	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	－	－	－	－
		認可保育所	－	100	6	22	22
		公立へき地保育所	－	87	0	9	9
		民間施設	－	15	6	7	7
令和10年度(2028)	量の見込み		57	93	3	31	31
	確保方策	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	－	－	－	－
		認可保育所	－	100	6	22	22
		公立へき地保育所	－	87	0	9	9
		民間施設	－	15	6	7	7
令和11年度(2029)	量の見込み		54	86	3	29	30
	確保方策	認定こども園	15	14	0	3	3
		幼稚園	105	－	－	－	－
		認可保育所	－	100	6	22	22
		公立へき地保育所	－	87	0	9	9
		民間施設	－	15	6	7	7

１号認定：	３～５歳	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	保育の必要性なし
２号認定：	３～５歳	共働きの家庭	保育の必要性あり
３号認定：	０～２歳	共働きの家庭	保育の必要性あり

2　地域子ども・子育て支援事業の確保方策

子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して取り組みを進めます。

確保方策

			単位	令和７年度（2025）	令和９年度（2027）	令和 11 年度（2029）
利用者支援事業			か所	1	1	1
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）			人回 / 年	4,124	3,998	3,795
妊産婦健康診査			人回 / 年	750	740	730
乳児家庭全戸訪問事業			件 / 年	12	11	11
養育支援訪問事業			件 / 年	25	21	20
子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業		人日 / 年	13	12	11
	夜間養護等事業		人日 / 年	9	8	7
一時預かり事業		一般型	人日 / 年	624	604	635
		幼稚園型	人日 / 年	3,670	3,151	2,910
時間外保育事業（延長保育事業）		認可保育所	人日 / 年	185	168	157
		認定こども園	人日 / 年	51	46	44
病児保育事業			人日 / 年	70	70	70
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）			人 / 年	192	164	139
妊婦等包括相談支援事業			回 / 年	135	129	120
産後ケア事業			人日 / 年	60	55	53
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			人 / 年	3（R8 年度）	3	3

計画の推進について

1　進行管理・評価

各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況及び教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況・実績等について、計画の立案（Plan）、実施（Do）することはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築し、点検・評価します。

これらの点検・評価は、「美唄市次世代育成支援推進委員会」において、第三者としての点検・評価を行い、市ホームページなどにより広く市民に公表します。

また、計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等について、かい離が大きい場合は見直しを行います。

第３期美唄市子ども・子育て支援事業計画

新びばいっこすくすくプラン

発行日：令和７年３月
発　行：美唄市
編　集：美唄市　保健福祉部　こども未来課
〒072-0026　北海道美唄市西３条南２丁目４番１号
TEL　0126-62-2131
ホームページ　https://www.city.bibai.hokkaido.jp/

Bibai
Be Beautiful